住宅サポートローン
（一般社団法人しんきん保証基金保証付）

（2026年4月1日現在）

商　品　名	住宅サポートローン（一般社団法人しんきん保証基金保証付）
ご利用いただける方	・当金庫の一般社団法人しんきん保証基金保証付き住宅ローン（有担保）が次のいずれかの条件を満たし、申込年齢が満20歳以上かつ最終返済時年齢が満80歳以下の方。 ① 本審査結果が「可決」、「条件付可決」（条件が満たせるものに限る）の方。 ② 契約中で貸付実行日から6ヶ月以内の方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証承諾を得ている方。 ・富山県内に居住または勤務されている方。 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。 ・当金庫に普通預金口座（返済用口座）をお持ちの方。 ・当金庫にて本人確認（犯罪収益移転防止法上の取引時確認）をお済の方。 ※当金庫にお届けいただいている「氏名」「住所」「電話番号」等に変更がある方は変更手続きが必要となります。
お使いみち	① 当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金 a. インテリアや家電等購入資金 b. 引越費用、仮住まい費用 ※ 申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する自家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金 ※ 購入資金のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用含みます。 ③ 申込人が金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※ 当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限ります。 ※ 以下に関する資金は対象となりません。 ・個人売買による購入資金 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親含む）、子が営む法人・自営業者
支払方法	購入先等に振込 ※ 保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込しなくても可。 ※ 支払済資金は除きます。
ご融資限度額	500万円以内
ご利用期間	3ヶ月以上50年以内かつ当該住宅ローン保証期間内
ご返済方法	・毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は1年以内） ・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。 ※据置を希望される方は、別途、当金庫までお申し付けください。
ご提出していただくもの	① ご本人確認資料 ・運転免許証（表裏）【運転免許証を徴求できない場合（申込人がマイナ免許証のみを保有する場合を含む）は、次のいずれかを徴求】 個人番号カード（表のみ）、資格確認書（表裏）、運転経歴証明書（表裏） （申込人が日本国籍以外の場合）永住者または特別永住者であることを確認するため、上記書類に加えて、次のいずれかの書類を徴求 在留カード、特別永住者証明書、住民票抄本（在留資格の記載があるもの） ② 資金使途確認書類 ・見積書、注文書、請求書等 ・支払済資金の場合は、領収書、通帳等 ③ 所得証明書 ・源泉徴収票、確定申告書控、公的所得証明書のいずれか1通 ※当該住宅ローンの申込みにおいて所得確認書類を提出している場合は不要です。 ※ その他、当金庫または保証会社が必要に応じ確認が必要と認めるものがあればご提出いただきます。
保証会社 保証料・保証人	保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金 保証料 … 毎月のご返済金に含まれます。 保証人 … 原則不要です。
担　保	原則不要です。
ご融資利率	変動金利　年1.50%（保証料含む）

富山信用金庫

苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：0120－964－522）にお申し出ください。 紛争解決措置　富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076－421－4811）、金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076－221－0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0776－23－5255）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。 ・繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧」をご覧ください。